

6. グループホームから1人暮らしへ移行に向けた 独居体験と援助プロセスに関する調査

- 田中 利夫 (社会福祉法人めぐみ会)
大橋 直斗 (社会福祉法人めぐみ会 グループホームすてっぷ)
大川 空湖 (社会福祉法人めぐみ会 かしの木ケアセンター)
鈴木 隆之 (社会福祉法人めぐみ会 グループホームすてっぷ)

【研究目的】

本研究目的はグループホーム利用者の1人暮らしの実現に向けて実際のアパートを利用した独居体験を実施し、1人暮らしの阻害要因「経験不足による不安」を解消させ居住の場の選択肢が増やせる環境を構築することにある。また、支援体制と住環境の調査により、支援者が障害者の自立生活、在宅生活について学び、研究報告を基にグループホームから1人暮らしへ移行までの援助方法に関する手順書を策定することにある。

【研究の必要性】

社会福祉法人めぐみ会が運営する共同生活援助事業所すてっぷ入居者、家族に対し2014年度に地域生活に対する意向をアンケート調査した。その結果、1人暮らしを希望する利用者が約7割に対し、家族が3割弱と対照的な結果となった。1人暮らしを希望しない理由や希望があるものの踏み出せない理由として挙げられたものは事故や犯罪、緊急時の対応に関する不安である。また、利用者、支援者ともに体験、経験不足によって利用できる福祉サービスを把握しきれていない為、具体的なイメージ作りが行えておらず不安や困難さを想像させる要因となり、やむなく施設やグループホームか実家暮らしといったように居住の場の選択肢を狭めていることが明らかとなった。また住環境においても協力的な不動産会社も存在するが、多くの家主の障害に対する理解が得られず、住まいの場の選択肢に制限が出ていることもわかっている。1人暮らしを促進するためには、安心安全に暮らせるような住環境の確保や支援体制を構築し、体験の場を設けることで具体的に将来の生活像を抱いてもらう必要があると考え、本研究を実施することとした。

【研究計画】

・実施期間

平成32年3月に一人暮らしへ移行に関する援助のプロセス完成に向け、研究調査の実施期間は平成29年4月から平成32年3月末とし、平成30年9月に中間報告、平成32年3月に最終報告、手順書として製本を行う。主な内容は以下の通りである。

・研究方法、研究内容

1) 給付の対象となる福祉サービス(インフォーマルサービスも含む)の種類、支給量に関する調査を関係事業所等の見学、聞き取りにて実態調査を行う。

2) 障害者の1人暮らしにおいて利用可能な賃貸物件、契約までの一連の工程、及びバリアフリー化による改修費用、補助に関する調査を不動産業者、改修業者、行政機関より聞き取り調査を行う。

3) 1人暮らし希望者のアパートを利用した独居体験実施、及び実施前後に1人暮らしへの不安と経験不足の要因、解消の成果についてアンケート、インタビュー形式による意識調査。

4) 不安解消のための課題の抽出と考察。

5) 調査結果に基づいた一人暮らしへ移行に関する援助のプロセス策定。

【実施内容・結果】

1) 給付の対象となる福祉サービス(インフォーマルサービスも含む)の種類、支給量に関する実態

障害者の1人暮らしにおいて給付の対象となる公的な福祉サービスについては主に訪問系サービスであり、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護がある。本研究における独居体験対象者Aさんがアパートへ移行した際に必要となるサービスについてまとめる。

① 居宅介護事業所

当グループホームは埼玉県三芳町に所在しており、福祉圏域となる2市1町内(三芳町、富士見市、ふじみ野市)に居宅介護事業所は15か所存在していた。内、2事業所へ見学と聞き取りを行ったところ、介護保険サービスの居宅介護を一緒に行っている事業所が多くヘルパーの不足により障害者への支援はあまり行えていないといった状況であった。また、実際に居宅介護を利用されている方へ聞き取りを行ったところ、「入ってほしい時間のヘルパーが見つからない」という声も聞かれ、アパートへの移行を機に新規で利用するにはヘルパーの確保が困難な状況と言える。

② 支給量

居宅介護の支給量については対象者の障害支援区分によって時間が算定される。支援区分1の対象者Aさんにアセスメントの実施とアパートに移行し居宅介護を利用する場合のシュミレーションを行い、サービス等利用計画を作成した。家事援助の基本支給量を見ると月に16時間程足りなくなる。これはあくまでも原則的に決定される支給量であり、サービス等利用計画書に記載の上、市町村の審査会を経て増減できるものであるが、新しい環境で生活が安定するまでの間、毎日夕方に1.5時間の訪問を入れると朝に必要とされる戸締りの確認や、出勤の送り出しの支援は居宅介護サービスの範囲では難しいことが明らかとなった。これでは2014年度に実施した地域生活に対するアンケートで明らかとなった1人暮らしに必要な安心安全な支援体制とは言い難い。

③ 緊急時の対応と連絡体制

1人暮らしにおいて有事の際の対応と連絡体制は安心感を得るうえで不可欠である。そこで、病院や施設より在宅生活へ移行される方に地域移行支援、地域定着支援のサービスがある。地域定着支援の支援内容には常時の連絡体制と緊急時の対応が含まれている。県内に2つの事業を行っている所は一部地域を除いて69か所あり、内7事業所へ聞き取りを行ったところ、いずれも精神障害の方への退院促進のケースが主であり、利用対象となっている知的障害、身体障害を持つ方の事例はほぼないといった状況であった。

④ インフォーマルサービス

前述した通り、ヘルパーの不足により居宅介護事業所が少なく、また支給量も十分でないとなると公的な福祉サービスとは別のサービスも検討しなければならない。近隣のインフォーマルサービスを調査すると700円/hの有償家事援助サービスと無償のボランティアが存在しており、近所の人で時間が合えば、と利用条件は厳しいが、朝の戸締り、ゴミ捨て、電球交換等は利用できるものであった。

2) 障害者の1人暮らしにおいて利用可能な賃貸物件、契約までの一連の工程、及びバリアフリー化による改修費用、補助に関する調査

① 住居の選定

独居体験に要する物件の条件として【1K以上、グループホームから徒歩で20分、家賃43,000円以内、風呂・トイレ・エアコン付き、1階】とした。グループホームより定期訪問が可能な範囲とし、家賃は利用者が生活保護受給者の場合の家賃補助の上限額としている。また1階に関しては身体障害をお持ちの方が車椅子での体験も想定している。

物件の調査は最寄り駅である鶴瀬駅、みずほ台駅近郊の不動産会社10件に依頼している。依頼に際し、障がい者のグループホームについての紹介と対象者の主な生活状況について紹介できる資料を持参し説明を行った。中でもフランチャイズを行っている不動産会社では条件に合う物件はあるものの大家が障害者の受け入れを事前に断っている、若しくは大家に障害者が住めるように交渉が難しいとの事であった。一方で個人営業している不動産会社においては条件に合う物件を探すことはもちろん、障がい者が住めることや家賃額が条件内で納まるよう交渉していただくことができた。その結果、複数の物件の中からグループホームより徒歩15分の場所にある2DK、家賃43,000円、1階のアパートの契約に至った。

② 住宅改修の補助金制度

各市町村の障害福祉課に問い合わせやインターネットによる情報収集を行った結果、上限を24万円とする重度障害者居宅改善整備事業と上限を20万円までとする日常生活用具給付等事業を利用可能であることがわかった。

3) アパートを利用した独居体験実施、及び実施前後の意識調査

平成 29 年 4 月より物件や対象者の選定を行い、平成 30 年 4 月より独居体験を 1 名開始している。開始前と開始 3 か月後にそれぞれインタビューを行っている。

① 開始前

1 人暮らしの阻害要因と仮定した経験不足からの不安については、【近所づきあい、調理、お金の管理、読み書き、健康管理、新しい支援者】というように 1 人暮らしを前にしてより生活に身近で具体的な不安があげられている。また、【職員がいないと、職員がいれば生活できる、職員がいないと相談できない】といった発言が多く聞かれ、支援者への依存が強い傾向に見えるが、『相談ができること』や『キーパーソンの存在』が安定した 1 人暮らしの継続にとって重要なポイントとなることが考えられる。

② 開始 3 か月後

開始前のインタビューであげられた不安について追跡調査を行ったところ、調理、お金の管理、読み書き、新しい支援者に関しては【慣れたため不安はなくなった】との回答であった。一方で近所付き合いと健康管理に関しては【まだわからない】との回答であった。また、頼りにしている人は誰かという問いに対し【訪問してくれる人】と答え中でも 24 時間緊急時の連絡先となっているグループホームの担当者名前をあげていた。他にも 1 人暮らしの感想を聞くと、【時間に自由がある、周りにお店がいっぱいある。来年の 4 月から 1 人暮らしを始めたい】といった話がある一方で【友達や職員がいなくて気楽ではあるけど寂しい】という回答もあった。

【考察と今後の課題】

1) 障がいを持つ方の 1 人暮らしを支える主なサービスとして訪問系サービスがあるが、調査の結果から、近隣においては人手や事業所の不足により十分なサービス料が確保されていないことが明らかとなった。また、緊急時の対応を可能とする地域定着支援があるが、知的障害、身体障害を持つ方の事例はほぼないといった状況であった。こういった状況が利用者、家族にどのようなサービスが受けられるか浸透せず障害を持つ方の生活の場の選択肢に制限をかけてしまっていると考え。事業所や人手での充足が地域の課題と言える。平成 30 年 4 月より一定の期間ではあるが定期的訪問と随時の対応が行える自立生活援助が新たに創設され、グループホームからアパートへ移行する際には活用できると考え、これらのサービスをいかに利用に結び付けるかが重要となる。また、現行の福祉サービスだけでは支援の介入度や時間的な制約もあり、事故や犯罪等の不安要素は解消しきれない。インフォーマルサービスの利用がそれを補填し、安心安全な生活を実現させると考える。

2) 住居の選定に関しては難航するかと思われたが、複数の物件から選択することができた。個人営業をしている不動産会社では大家との関係性が密接であることで交渉を可能にしており、更には障害に関する情報や、支援体制を十分に説明することで多くの大家に理解を得ることができたと言える。不動産業者や大家との関係を少しずつ築いていくことが利用者の生活の場の選択肢を増やしていく上で求められている。また住宅改修の補助金に

関する制度について上限額などを知ることは具体的な試算を行う上で役立つ知識になると言える。

3) 本研究の主である【経験不足による不安】については、実施後 3 か月の聞き取りから大半が解消された。また、自由な時間や近隣の社会資源の利便性も述べており、時間や立地上の制約がなくなるという期待の表れである。緊急時の対応についても有事の際の連絡先を一本化することにより、常時相談ができる人が明確であった事で安心感を得ることができたと言える。このように実際にアパートで生活するイメージを抱くことができたのは独居体験の成果であり、結果、アパートへ移行する時期を具体的に設定することができたと考える。これまでグループホーム利用者に対し、個別の課題に合わせた身辺的自立に向けた支援や対人コミュニケーションの練習、グループホーム内の空き部屋を使用した模擬独居体験、実際のアパートでの独居体験を実施してきた。このように段階を踏んで徐々に【期待や自信、安心感】のイメージを構築していくことが 1 人暮らし移行の援助プロセスでは欠かせない。

最後に、近所付き合いや健康管理に関しては、一部不安が残る結果となったが地域の中で生活する上では永続的な課題であることが明らかとなった。また、対象者 A さんは集団生活からの変化によって寂しさを感じていた。これはグループホーム入居から 10 年という期間が大きく影響しており、1 人暮らしへの阻害要因ともなっている。1 人暮らしの促進にはグループホームや施設入所者に対して早い段階での支援や、反対に長期の入所者については、時間をかけて前述したプロセスの実施が求められる。本研究ではさらに身体障害を持つ方の独居体験を計画しているが、サービスが異なることや、インフォーマルサービスでは身体介護は補えないことが課題となっている、また、住居においても補助金を活用した住宅改修で十分と言えるのか検証していく必要がある。

【経費使途明細】

使 途	金 額
アパート賃料 (平成 30 年 3 月分)	28,320 円
賃貸契約手数料	46,440 円
駐車場賃料	35,000 円
駐車場代契約手数料	7,560 円
賃貸居室鍵交換代	17,820 円
エアコン (取り付け費込み)	41,124 円
自転車 (2 台)	21,556 円
コンロ	27,391 円
鍋	5,853 円
資料印刷代	26,352 円
合 計	257,416 円
大同生命厚生事業団助成金	300,000 円

※差額 42,584 円を返戻